

第1回運営委員会 議事録

日時：2020年12月10日（木）11：30～12：45

場所：ウェブ開催

出席者：

- 大橋 弘 委員長（東京大学公共政策大学院院長）
- 秋元 圭吾 委員（公益財団法人 地球環境産業技術研究機構 グループリーダー・主席研究員）
- 安藤 至大 委員（日本大学 経済学部 教授）
- 伊藤 武志 委員（大阪大学 社会ソリューションイニシアチブ 教授）
- 宇田川 真之 委員（国立研究開発法人 防災科学技術研究所 主幹研究員）
- 島田 雄介 委員（シティニューワ法律事務所 弁護士）

配布資料：

- （資料1）議事次第
- （資料2）委員名簿
- （資料3）運営委員会の設置について
- （資料4）議事の公表について
- （資料5）相互扶助制度における広域機関の役割について
- （資料6）相互扶助制度運用に際しての業務フローおよび重要項目の検討について

議題：災害復旧費用の相互扶助の検討について

- ・事務局より、資料1～資料6の説明を行った後、議論を行った。

〔議事内容〕

（事務局） 定刻となったので、ただいまより第1回運営委員会を開催する。本日は委員6名全員に出席いただいている。本委員会への諮問事項は主に3つである。1つ目は組織運営に関わる事項、2つ目は災害復旧費用の相互扶助制度等防災に関する事項の検討、3つ目は他の委員会で取り扱わない事項である。本日の第1回運営委員会では、災害復旧費用の相互扶助制度について審議いただく。なお、本日の委員会はウェブ開催となっており、委員会の録画データや議事録については広域機関のウェブサイトに掲載することを承知いただきたい。また、委員会中に接続や音声の乱れが生じた場合は臨機応変に対応させていただくので、よろしく願います。では、以降の議事進行は大橋委員長にお願いしたい。

（大橋委員長） 本日はよろしく願います。少人数でもあるので闊達な意見交換をよろしく願います。では、ただいまより議事を進めていきたい。事務局から資料説明をお願いした

い。

(事務局) (資料 5-6 について説明した。)

(大橋委員長) 本日の議題は 1 件のみであるが、本日は第 1 回委員会であるため、資料 3「運営委員会の設置について」および資料 4「議事の公表について」に係る内容について、意見等はあるか。

(一同) 意見なし。

(大橋委員長) 次に、資料 5 について。本資料は相互扶助制度の概要について示されたものであるが、ご質問・ご意見等はあるか。

(一同) 意見なし。

(大橋委員長) 今回ご議論いただく背景としては、2021 年 4 月から制度運用を開始するにあたり、業務フローを確定させなければならないためであり、今回、運営委員会の諮問に従ってお時間を頂戴しているものである。

審議事項は大きく 2 点ある。1 点目は業務フロー自体に係る内容、2 点目は各フローに係る 5 つの重要論点についてであり、資料で示された案に対して、例えば他の視点があるとか、別の論点があるとか、そういった観点からご意見を頂戴できるとありがたい。なお、論点毎に議論するのではなく、各委員から自由にご発言いただき、事務局との間で確認していく形で進めていきたい。では、初めに、秋元委員よろしく願います。

(秋元委員) 相互扶助制度は相当の金額を扱うため、広域機関として透明性をしっかり確保しなければならず、本委員会にその役割が与えられているということと理解している。その視点のもと、国民に説明ができるようなチェック機能を果たすと共に、拠出金が有効に活用される運用をしっかりと考えるべく議論させていただきたい。

さて、資料 6 で示された論点①～⑤について、結論から申し上げると異論はなく、この方向で進めていただければと考えている。ポイントは透明性の確保と災害復旧という観点からの迅速性の確保といった 2 つのバランスをどう取っていくかということかと思う。透明性については十分に配慮いただいていると考えている。理事会決議の後に委員会に報告するというフローもあるが、迅速性の確保も踏まえて今回の案を示していただいたものと理解している。

論点について、具体的に申し上げたい。

まず、論点②について。申請主義については、2 案のように全災害を扱った場合、広域機関と事業者の双方で業務負担が大きくなると考えられるため、事務局案で良いかと考えている。

次に、論点③について。交付金の支払いに係る決裁について、2 つの案を示していた

いただいた上で、1案「委員会では決議せず、理事会で決議」を選択してはどうかと提示いただいております。私もその選択で良いと考えています。個々の交付に対して毎回委員会を開催しては迅速性が確保できないことが懸念されるため、理事会で決裁いただければ良いと考える。

次に、論点④について。交付決定は申請順でなくても良いのではないかとこの考え方もあるが、当該年度に交付できる金額には限りがあり、先にお金が途絶えてしまうと公平性が確保できないということもあり得るため、申請順に交付するという考えは適切である。また、追加の申請があった場合、追加申請分だけ繰り下げるとこの考え方も適切である。

最後になるが、論点①および論点⑤についても異論はないため、お示しいただいた案を進めていただければと考えています。

(大橋委員長) 本制度は、透明性と迅速性の確保が必要であるとのこと指摘をいただき、各論点についても賛成の意思を表明いただいた。事務局に論点④について補足説明をお願いしたい。

(事務局) 本制度では、積立基準額を設定しており、各事業者からの拠出金は一定程度積み立てられることとなるが、積立額には上限が設けられることとなっている。交付額が積立額を超過した場合、交付されないというのではなく、翌年度以降の拠出金を以って交付することとなっている。ただし、ご指摘のとおり、交付するタイミングが遅くなることも想定されるため、公平性の観点から、原則、申請順に交付すると整理している。

(大橋委員長) 事務局からの補足のとおり、積立金が尽きてしまったら適切に交付できなくなるというものではない。

(秋元委員) 内容については承知している。ただし、交付時期が見通せなければ、事業者にとってもリスクを感じると思うので、公平性を担保すべく交付順を先に定めておくことは妥当であると考えている。

(大橋委員長) 次に、島田委員よろしく願います。

(島田委員) 基本的には、各論点について事務局案に賛成するという前提である。
論点ごとのコメントとしては、論点①について第2案ということで、これについては非常に妥当な案だとは思っている。5年に1回の改定期に審議を行うということは妥当だと思うが、それ以外の見直しはどのタイミングで行うのか、何か起きた時に国と議論の上で検討を行うということだが、見直しが決まったときには委員会に諮られるということになるのか、それとも、見直しをする、しないの部分に委員会は関与していくのか、場合によってはそういったところも審議事項に入れることも考えられるのではないかと。本当は、見直した方が良いのにしなかった、という場面が仮にあるとしたら、そういったところは透明性を持って議論していくという姿勢が見えた方が良いと思う。

論点②に関しては第1案の申請主義ということで、合理的な内容だと思う。ただそうなってくると、論点④とも関わってくるが申請したかどうかというのが極めて重要になる。どういった物をもって申請となるのか、証拠をどこまで揃えてどのような状態になったときに申請となるのか。特に今回は発災前も要件を満たす場合があるとのことだが、その場合はどのタイミングで申請ができるのか、ということが重要になってくると思う。この辺りは具体的に業務フロー等を決めていく過程で検討することかと思うが、そういった点もご考慮いただいた方がよろしいかと思う。

論点③も第1案で全く問題ないと思う。これは役割分担の問題であると思っている。委員会の方で基本的にはある程度大枠の部分を議論していくという整理になっているかと思うので、個別については迅速性を考慮して理事会の方で議論していただくことで結構かと思う。

議論④も第2案、申請順ということで、公平な判断で合理的かと思う。ただ、金額に限りがある、翌年度に回ってしまうということは事業者としては不利益だということを考えた場合、申請順である申請主義であるということをやっていくと、とにかく不十分であっても申請をしましようというマインドになりはしないかというところはやや気になる。結果として不十分な申請に基づいて先に枠を取ってしまった事業者が、その後の事業者の審査に時間を要してしまうという事態を招いたときに、適切な資料を準備した事業者の申請の処理が遅れてしまうというような場合には不公平が生じてしまうという懸念がある。基本的には一般送配電事業者が対象ということで、特段そういった不合理なことはしないとは考えられるが、今回、例外規定を設けられるということなので、その中である程度考慮していくこともあるかとは思いますが、場合によっては不当な申請みたいなものがあつたときにはどういった対処をするかとか、運用の在り方、そういった事象が発生するようであれば、今後見直しをしていくということも見据えることが考えられるかと思っている。

論点⑤も役割分担の問題かと思うので、委員会には報告事項ということで結構かと思う。ただ、委員会に報告されて委員会がどう対応するのかという問題がある。例外事項が生じたときに、これはそもそも基準に入れ込んでいきたいと思いますといった議論を委員会で行うのかどうなのか、ということもあっていいのかと思う。

(大橋委員長) 一つ一つの論点にご丁寧に回答いただき感謝したい。次は、安藤委員から手が挙がっているので、安藤委員からご発言願いたい。

(安藤委員) いただいた資料についていくつか質問と確認があるので、発言させていただきたい。まず、資料6の8ページ目、積立基準額・拠出金の改定期や見直しについて、先ほど島田委員からあつた話とも関連するが、見直しがどのようなきっかけで行われるか。改定期はいいとして、見直しのトリガーというものが何なのかというのは気になっている。これは広域機関が発議する問題なのか、それとも事業者側から見直しの要請があるのか、または、どの位不足が予想されたら、または実際不足したら動き出すのか。この辺りについても明確にしておいていただけるとよろしいかと思う。そもそもこれは資料5にも

関連することでこの会議体の問題ではないと思っているので資料5では発言しなかったが、この仕組みは相互扶助と言っていたとしても、そもそも被災の頻度に差があったときにみなさん納得感を持って拠出してくれるのか、という点に少々疑問を持っている。一部の事業者では頻繁に災害があって、他ではない又は少ないというときに、少しの期間であればまあお互い様だということがあると思うが、例えば今回10%位の自己負担、保険でいうと免責に相当する部分があることで、モラルハザードの問題はできるだけ減らそうとしているとはいえ、災害軽減の為の自助努力をした方が良いのか、それともこの制度で補填してもらった方が良いのかというところがあったとすると、積立基準額の考え方、拠出金の考え方については、時間を経過するにしたがって関連する人々の事業者の皆さんの考え方等がどんどん変わってくるのではないかと、ということに懸念を持っている。という訳でどういうきっかけで見直しが行われるのか辺りは教えていただきたい。

次に論点①について、これはこのままで結構だと思う。手続き費用と透明性のバランスがとられている。

10 ページ目の論点②について、交付の申請判断は被災事業者の申請によるとされているのは適切なことだと思うが、いつまでに申請をしなければならない、こういうデッドラインがあるのかなのか、これを教えていただきたいと思う。被災事業者は恐らく当初は対応に追われているのではないかと、その為申請するタイミングが、被災があってから何か月以内みたいなのがあったりすると、それまでにどの位資料や証拠を揃えて出すことができるのか、この辺り期限が決まっているのであれば教えていただきたい。

最後に論点④だが、これについても先ほど島田委員から、もらえる時期について安全策を取って不十分な状況であってもさっさと申請した者の得にならないかという話があったが、これと少し違う観点から、もらえる時期について今すぐもらわないと経営に支障が出るような大きなトラブルもあるかもしれない。または事業者の経営体力や規模にもよるかもしれないが、今すぐもらわないと困るところと、「うちは体力があるからもらえるものはちゃんともらいたいけれど来年まで待てます」という事業者があったときに、交付決定ではなく交付時期について、先に申請したところはまだ待てる事業者、後に申請したところは今すぐもらわないと経営が行き詰ってしまうような事業者ということが仮にあったときに、柔軟に交付の時期を入れ替えるみたいなことができるのか、できないのかこの辺りが気になっている。以上である。

(大橋委員長) ご発言に感謝する。2名の委員からコメント、質問があったので、事務局から回答してほしい。

(事務局) コメント、質問のあった論点について回答したい。論点①について、大幅な見直しのきっかけについて、今のところ大幅に積立金が不足したときに見直しを行うというまでは諮られているが、具体的にどうなったら見直しを行うのかについては特に議論されていない状況だと認識している。実際にこれがどの位不足していくのかみたいな話も含めて、実際に制度をまわしてどの位の申請があるかというところも含めて見ていかなければ

ばいけないと考えている。今すぐにこの額を超えたらという金額を決めるのは難しいものと考えているので、この場で決めるのではなく制度が始まってどの位不足してしまうのかを見つつ判断していきたい。

論点②申請について、資料6の6ページ目赤枠のところに申請時期及び期限という記載がある。

- ・被災事業者は、仮復旧終了後に申請を行う。
- ・申請開始日は仮復旧終了日の翌日とする。
- ・申請期限は、申請開始日から6か月を経過する日までとする。ここで言う仮復旧終了とは、同資料No.2申請の欄に記載している停電軒数99%復旧としている。こちら通常送配電事業者から公開して、停電軒数の推移を時系列で出していくので、こういった物をエビデンスとして提出してもらうことで、ここをきっかけとして6か月という数字を決めたいと考えている。一方、発災前の判断をどうするかについて、発災前に準備をして実際に停電が起こったら仮復旧終了のタイミングまでということでは99%復旧というキックがきれるが、結果として停電が発生しなかった場合、それに伴う軽微なものとは考えられるが、基本的にはいきなり100%復旧となっているので申請対象の日になくなるのではないかと考えているが、細かいところは運用要領のなかで明確に記載したいと考えている。

論点④について、交付金の金額に限りがあるので、不十分な内容であっても申請するという事は、基本的にはあってはならないことだが、意図したものであってもなくても不十分な申請がある可能性はあるので、そういったこともよくよく念頭におきながら例外規定を作っていく必要がある。今後運用要領に反映する際に考慮したいと考えている。交付を待てるのか待てないのかは事業者の状況や災害の規模次第なので、広域機関側が判断して「あなたのところ待てるのだから後ろにまわってね」みたいなことをすることは考えていない。あくまで申請順ということにしたいと考えている。

論点⑤について、例外事項が生じた後は、例外事項も含めて例外ではなく災害基準の方に織り込むということを当然考えなければいけないと思う。そういった場合は委員会に報告した後に災害基準のフローの中に取り込むというようなステップを踏んでいく形となるので、ここでは一旦委員会への報告となるがその後、内容の見直しに際し委員会へ諮るようなものもあることになるかと思う。

(大橋委員長) 安藤先生からは、制度自体についてモラルハザートの観点から不安はないのか、というご指摘があった。この場で議論する内容ではなく、そもそもの制度の趣旨としてどういうことなのかという質問があった点について回答願いたい。

(事務局) モラルハザードというか、災害の発生頻度、申請頻度の問題になるかもしれないが、一部の事業者に制度の利用が偏るみたいな議論が確かにあった。その点については、各事業者は一割の自己負担を行うことになるのだが、被災した事業者に対して拠出金という形で全国大で支払いを行うと、実際のお金というのは基本的には託送料金の中で回収されるものと認識しており、一部の事業者が得をする損をすると、そういったものでは

ないと思っている。本制度は、各エリアの停電復旧をいち早く実施するために、お金を積み立てておいて、そこから、皆様の停電復旧をいち早く解消すると、そういったことを目的としているので、この制度を利用したからといって一部の事業者だけが得をするというものではないと認識している。

(大橋委員長) また、少し付け加えると、このような制度があるから、その事前対策というような、そういう事を怠るインセンティブがあるのではないかというご指摘を安藤先生から頂いた。その点はこの制度ができたときにかなり議論がされていて、認定の段階でそういうところではできる限りの勘案はするスキームになっているという理解をしている。この資料にはあまり丁寧に書かれていなかったかもしれないので、申し訳なかったと思う。以上の論点と全体の制度に関する話は、どうであろうか、島田先生、安藤先生、お答えになっているだろうか。何か追加すべき点があればコメント頂きたい。

(島田委員) 大丈夫である。

(大橋委員長) 次に、伊藤先生と宇田川先生にお願いしたい。

(伊藤委員) 今回の審議の論点についてであるが、基本的に皆様と同様かもしれないが、特に異論はない。

透明性とその迅速性について少し気になるところがあり、申し上げさせていただく。それが一点目で、もう一点あり、あわせて二点、申し上げさせていただきたい。論点としては①と③、そして⑤に係るものであるが、電力レジリエンスワーキンググループ 11 回の資料 3 の 41～42 ページで対象の費用というのはすでに整理されていて、基本的には追加的にかかる費用を請求して頂くと、応援する方が請求して、救援されるというようなところだと思う。そこらへんがもうキチンと整理されていて、電力会社の間で、こういう費用は請求し、こういう費用は請求しない、という証憑のやり取りも含めてスムーズに行えることが確保されているのかならよいが、そうではなく、標準化されていないような形なのかといった懸念があり、それがあまり煩雑だと、請求することが面倒なので支援にいけないようなことがあると逆に問題であり、そこが少し心配ではある。私の専門性は管理会計にあり、その辺は少し気になっている。その辺りがすでに整理されているのであれば問題ない。それが、論点①と③、⑤にも関わってくるものであるため、そこだけ申し上げさせていただいた。

もう一点は、論点④であるが、会計上は引当金なのか何なのか、いずれにせよ、そのかかった年のその費用なり収入なりになると思うので、会計上は損益に影響しないと予想している。ただ、お金に困っている事業者が居るのなら、確かに順序について非常に気にする必要がある。現在の提案は最適だと思うが、資金上本当に困るのかどうかについては私自身、制度側、事務局側は知っておいた方がいいのではという気がする。他については結構である。

(大橋委員長) 続いて、宇田川先生にお願いしたい。

(宇田川委員) 今回、こちらの資料を拝見し、全体の枠組みであるとか論点なども特に大きな異論はない。論点①のところ、見直しの時期等についての話があった。災害については今回資料 6 にあるとおり、毎年起こるような災害とまれに起こるとも大きな災害がある。まれに本当に起こるのは東日本であるとか、今後懸念されるのは首都圏直下とか南海トラフは、ほぼ確実に起こることが想定されている。海溝型の地震は定期的に起こるので、間違いなくいつか起こることになると思う。それを考えると、今の金額で不足することは蓋然性が高く、大幅な不足が起きた時には別途見直しを行う事は適切であり、しかし、あまり頻繁では大変であるから、5 年で見直しという事に関しては、感覚的にこんなもんかなと思う。そのうえで、先ほどのモラルハザード防止の観点で申すと、頻繁に起こる台風などはどうしても西日本側に起こることが想定され、そちらの方がどうしても申請する回数が増えるかもしれない。今回の枠組みとしては、この費用の問題もあるのが、たしかこの諮問事項で相互連携計画であるとかあるいは防災タスク全般等があるかと思う。そういう時を考えると、頻繁に申請される会社というのはノウハウが高まり経験が高くなるので、逆に応援では期待される方になるであろう、平常時の訓練とかあるいは計画の策定とかについてはこういう方の方がむしろノウハウが高くなっているんで、金額は多分そちらの方が配分は高くなるかもしれないが、そういった相互連携計画の策定などで貢献いただき我が国のレジリエンスの為に活動動して頂ければいいのではないかと思ったりする。以上である。

(大橋委員長) 秋元先生から追加のご発言がある。

(秋元委員) この制度は、本復旧に対する支援ではなく、仮復旧に対して支援をするというものと理解している。これができた背景は、お金がないことによって応援を躊躇する、あるいは応援を受けることを躊躇するとか、そういったことがないように基金を積もうというのが制度設計の元々の発想だと理解している。よって、本復旧にあたるものまでこれで見るとということではないので、そういう意味で金額が決められ、いま大体 90 億円くらいの目安が示されており、そういった形になっているということである。90 億円なので大きいといえば大きいですが、一般送配電事業者の規模からしてそれでお金に困るというような規模ではないので、議論が違った方向にいかないようにということで発言させていただいた。

(大橋委員長) それでは事務局からのコメントをお願いしたい。

(事務局) 色々なご意見を頂戴したことに感謝したい。

応援する方の証憑とか対象を明確にしてほしいというお話があった。今回は提示できなかったが、第 2 回運営委員会の中で、もう少し細かい運用要領について、細かい証憑の話であるとか、災害が対象となるエビデンスの話、どんな物が仮復旧の費用の対象と

なるかなど個別の項目について明確にした上で説明させていただければと思っている。こういった事項は送配電事業者側ともよく話をさせていただいて、極力ではあるが、品目に漏れのない様に、妥当なものを作りたいと考えている。それについては次回でご審議いただきたいと考えている。

また、手続きのスムーズさについても、証憑等踏まえたところで送配電事業者ともよく相談をしてスムーズにできるようにというところも念頭にやり方を構築していきたいと思うので、そちらについても運用要領のなかで細かくご説明させていただきたい。

論点④について、秋元委員から補足いただいたように、資金繰りが苦しい事業者が出てくるかどうかわからないところではあるが、あくまで仮復旧費用であって大きな額ではないという考え方もできるかと思う。ただ、そういう事業者が今後出てくるようであれば、その事業者とよく協議をしてルールを変える形になるかもしれないが、考えていきたいと思う。

(大橋委員長) 本日頂戴した様々な有益なご意見をもとに改善に努めていきたいが、全体として概ね事務局案について了承いただいたと理解している。最後に追加のご意見等があればお願いしたい。

(一同) なし。

(大橋委員長) では、本日の論点については、事務局案の方向でさらに検討を進めていただくこととしたい。では、最後に事務局から連絡事項について説明願いたい。

(事務局) 事務局より2点連絡する。1点目は、本委員会の議事について、議事録をアップするまでの間は録音データを広域機関のウェブサイトに公開することをご了承いただきたい。2点目は、次回予定について。第2回は新年の早い時期に開催を予定しており、別途日程調整をさせていただくのでよろしくお願いたい。

(大橋委員長) では、本日はこれを以って閉会する。ご多忙の中、ご出席および有益なご意見を賜り感謝申し上げます。

以上